地方消費税の引き上げ分に係る地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる経費

地方消費税交付金 470,000千円のうち

（歳入）　・地方消費税交付金(社会保障財源化分)　211,500 千円

（歳出）　・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費　5,194,693 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】　（単位:千円）

款	項	目	事業費	財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
3.民生費	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費	242,456	19,061		48,831		174,564
		3.老人福祉費	668,275	3,118		29,498	80,340	555,319
		4.社会福祉施設費	19,038			1,808		17,230
		5.人権・同和対策費	7,742	539				7,203
		6.重度障害者医療対策費	101,873	39,256		22,658		39,959
		7.障害者対策費	852,266	621,941		626	29,031	200,668
		8.介護保険対策費	439,663				55,568	384,095
		9.地域支援事業費	115,460	580		94,654		20,226
	2.児童福祉費	1.児童福祉総務費	53,567	6,719		1		46,847
		2.児童措置費	680,240	491,327				188,913
		3.子ども医療対策費	83,165	38,775		1,410		42,980
		4.ひとり親家庭等医療対策費	23,520	11,057		1,146		11,317
		5.民間保育所費	267,186	166,141		38,001		63,044
		6.一般保育所費	502,996	1,980		132,619	46,561	321,836
		7.広域保育所費	19,546	9,715		4,635		5,196
		9.放課後児童対策費	51,962	33,459				18,503
		10.地域子育て支援事業	26,739	10,804				15,935
	3.生活保護等対策費	1.生活保護等総務費	65,751	16,013				49,738
		2.扶助費	660,447	515,216				145,231
4.衛生費	1.保健衛生費	1.保健衛生総務費	159,939	2,486		55		157,398
		2.予防費	106,138	3,423		790		101,925
		3.健康増進対策費	43,040	2,985		7,167		32,888
		6.食育対策費	3,684	1,123		37		2,524
合　計			5,194,693	1,995,718	0	383,936	211,500	2,603,539

※ 本表は、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」(平成26年1月24日付総税都第2号)に基づき作成するものであり、消費費税引上げ分について、社会保障政策に要する経費へ充当していることを明示するものである。